

鹿角市告示第24号
(市道路線区域決定に関する告示)

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の
とおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、鹿角市役所建設部都市整備課において一般の縦覧に供する。

令和4年 3月17日

鹿角市長 関 厚

- 1 道路の種類 別添のとおり
- 2 路線名 別添のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別添のとおり
- 4 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 鹿角市役所建設部都市整備課

(2) 期間 令和4年 3月17日から

令和4年 3月31日まで

道路の 種 類	路 線 名	起 終 点 点	延 長 m	幅 員 m
市道	2902	花輪字上中島 1 3 番地 3	53.40	6.38 ～ 5.55
その他	下舟場 6 号線	花輪字上中島 1 0 番地 1 5		
市道	3804	十和田毛馬内字中陣場 5 7 番地	45.70	9.50 ～ 6.00
その他	毛馬内住宅 1 号線	十和田毛馬内字中陣場 5 6 番地		
市道	3805	十和田毛馬内字中陣場 6 1 番地	101.20	9.55 ～ 6.00
その他	毛馬内住宅 2 号線	十和田毛馬内字中陣場 5 4 番地		